

危険物新聞

第 200 号

発行所 大阪府危険物品協会連合会
 発行人 田 宮 呉 策
 大阪市西区西長堀北通1丁目
 四つ橋ビル8階
 TEL (531) 9717. 5910
 定価 1部 20円

大阪府危険物取扱主任者第2回試験

4類の合格率 46.6%

申請者の 10.5%欠席

大阪府では、本年度第2回目の危険物取扱主任者試験を、8月9日(日)近畿大学で実施した。

今回は、乙種全類が行われ、次のような結果が8月25日発表された。

	申請者	欠席者	受験者	合格者	合格率
第1類	135	5	130	75	57.7
第2類	147	9	138	77	55.8
第3類	121	4	117	83	72.0
第4類	3,487	417	3,070	1,430	46.6
第5類	93	6	87	58	66.6
第6類	308	11	297	150	50.5
合計	4,291	452	3,839	1,873	48.8

今回も第4類受験者の合格率が最も悪く、次いで第6類受験者が悪かった。又、他の類も前年度と較べると全般的に成績が悪く、これは第4類を除く各論の問題が全国的にレベルアップされてい

る傾向が原因かと推察される。

試験日が酷暑で、会社等の夏季一斉休暇に当たるところも多かったせい試験日の欠席者が非常に多く、とくに第4類では受験手続者の12%にあたる417名が欠席したことは遺憾であった。

合格者の免状交付申請は9月30日大阪府職員会館で行われる。

最近の大阪府・乙種第4類合格率

試験年月	合格率
43年2月	51%
43年5月	45%
43年7月	47%
43年10月	49%
44年2月	59%
44年5月	48%
44年8月	40%
44年10月	47%
45年2月	56%
45年8月	47%

次は10月頃、甲と乙四

大阪府の本年第3回目主任者試験は10月下旬頃の予定で、甲種と乙種第4類が実施される計画。

消防ポンプから家庭用消火器まで!

消防機器の総合メーカー

梯子消防車
 消防ポンプ車
 保険付消火器
 クレーン車

森田ポンプ株式会社

本社 大阪市生野区腹見町2の33
 TEL (751) 1351
 営業所 東京・大阪・仙台・名古屋・福岡
 富山・北海道



保険付
家庭用万能消火器ビーナス

信頼のマーク



危険物事故と法令違反

悪質違反者は告発

「ガソリンを捨て爆発」、「ニトロ化釜爆発」、「給油所でローリーより補給中引火」、「ビニール工場焼く」これらはいずれも最近当紙上に発表された事故の見出しである。事故原因をつぶさに検討すると、そこには必ずといってよい位、法令違反が認められ、中には措置命令が出されたもの、告発されたものもある。勿論ここに挙げたものはほんの一例にしかならないので、実際の事故件数は相当あるものと思われる。

日頃、皆さん方の事業所には消防職員が立入検査を行い、安全管理についてアドバイスしており、法令不適合部分があれば、その危険性、適用条文等を説明し是正方を指導しているところであるが、一旦事故が発生しその現地を調査すると、過去において是正指示書が2度3度と交付されており、中には5～6回も同じ事項について指示されていたにも拘わらず、なお是正されていなかった事業所もあるという。

近代世相の一端に法を無視する傾向がある。だからといって危険物を取り扱う事業所が保安の面において違反してもよいという理論は成立しないし、若しその風潮に流され法令違反を重ねているとするならば、単に事業者のモラルだけの問題ではなく、広く国民にとっても脅威であるといわなければならない。

そこで今回は、消防当局の法令違反に対する指導取締りの方針を尋ねてみた。その結果は次のとおりである。

危険物関係法令違反の措置については、昭和35年に危険物の規制法令が整備されて以来、法令の浸透を図る必要もあって違反者の処分を行なうよりはむしろ法令違反の是正指導に重点をおいてきた。しかし法令が施行されてから10年余を経過した今日、わが国の産業経済の発展は目覚ましいものがあり、危険物業界においても設備投資が盛んに行なわれてきた。これに伴って保安意識もたかまり、法令違反の施設も徐々にではあるが減少している。しかしながら、他面利潤追求のみに走り、法を無視する悪質な者もあり一旦これが火災等の事故を惹起すると、その被害は一事業所に止まらず附近住民をしてしばしば恐怖に落し入れていることは過去幾多の事故がこれを物語っている。

このような社会進展の中において、法令違反にいかに対処すべきかと自問した場合、究極は法令を遵守されることが、企業の安全を確保しその繁栄をもたらし、ひいては公共の福祉を増進させるものであるという結論に達する。

このような推移から従来の指導と取締りを主体とすることに変わりはないが、法令を無視する違反者は悪質といわなければならない、これを繰返す者に対しては公平な法の執行を期する上からも厳正なる処分が必要である。このような見地から、今後違反者に対しては指導よりはむしろ取締りを強化していく方針である。

それでは、消防機関が違反を発見した場合どんな措置がとられるか、その概要を述べることにする。

即ち、消防機関が立入検査、附近住民等の通報により違反の事実を発見すると、当該違反の関係者に対し、その理由をただし、法の主旨、適用条文等を説明し、軽微な違反以外は文書によりその是正方が指示される。ここまでは従前の指導と変わりはないが、この指示を無視して違反を続けていると、違反の内容によっては所轄消防署から一定期限内に改善するよう勧告書が手交される。更にこれを無視して違反を続けると措置命令が出され（悪質と判断される者は命令なしに告発される場合がある）この命令に従わないと判断された場合告発されることとなっている。

危険物に関する主なる措置命令は

- (1) 危険物の貯蔵又は取扱いに関する措置命令（法第13条の3）
- (2) 製造所等の基準適合命令（法第12条第2項）
- (3) 製造所等の使用停止命令（法第12条の2）
- (4) 無許可施設等に対する危険物除去等の災害防止上の必要な措置命令（法第16条の5）
- (5) 指定数量未満の危険物施設に対する改修、移転、除去、使用の禁止、停止若しくは制限、工事の停止若しくは中止その他災害防止上の必要な措置命令

等が考えられる。

また事故を惹起したものが、法令に違反して危険物を貯蔵し、又は取扱っていた場合、そのことが事故の直接の原因でなくとも告発される場合があることを充分認識しておいていただきたい。

いずれにしても指定数量以上の危険物の製造、貯蔵、取扱いは、国民一般には禁止されていることであり、これを一定の条件〔危険物に関する法令に適合した施設において法令で定める資格を有する者（危険物取扱主任者）の立会いが必要〕のもとに特別に許されていることを思えば、違反すること自体が国民を欺くことになり、これが原因で火災等の事故を惹起すれば厳重な措置がなされることは、けだし当然といわなければならない。

防災知識

非危険物の水溶液が 危険物となる

「第 4 類危険物の範囲」については、本紙 4 月号においても解説しているが、ホルムアルデヒドやジメチルアミンなどは常温で気体であるがため危険物には該当しないが、これらが水に吸収され水溶液となった場合、引火性液体ということで危険物となることがある。そこで 2 種以上の混合液状危険物の判定基準について、再度説明してみたい。

同号において

- (1) 2 種類以上の液状危険物の混合したものは、引火点により分類するが、なかには組成を考慮することもある。ただし、危険物の規制に関する規則別表第 1 にある塗料類、印刷インキ等は引火点にかかわらず同表に掲げる分類による。
- (2) 危険物と非危険物の混合物は、危険物の濃度が 60% (容量) 以上のものとする。ただし引火はするが燃焼継続温度が測定されず自燃性のないものは除外する。としているが、この点について、消防庁へ照会のあった具体例を挙げて説明すると

〔照会〕

- 1、ホルマリンは、ホルムアルデヒド分何パーセント以上のものが危険物に該当するか
- 2、該当するとすれば、引火点により石油類として規制すべきか

〔回答〕

- 1、第 4 類危険物に該当するホルマリンは、ホルムアルデヒド及びメタノールの含有量が、それぞれ 37.5 (重量) % 及び 13% をこえる水溶液とする
- 2、お見込みのとおり

〔照会〕 ジメチルアミンの 20% 水溶液は、消防法別表の危険物に該当するか。

〔回答〕

ジメチルアミンの 20% 水溶液は、消防法別表の危険物と解する。

ホルマリンは、ホルムアルデヒド水溶液の商品名で、ホルムアルデヒドガスを水に吸収させ、主に 37~40% 水溶液とされているが、安定剤として 10~15% のメタノールを加えてある。このホルムアルデヒド含有量が 37.5 (重量) % 以上で、かつメタノールが 15% 以上あるものを危険物と判定したもので、ホルムアルデヒドまたはメタノールどちらかでも前記% に達しないものは対象外ということである。

また、ジメチルアミンも沸点 7.2°C で常温ではガス状であるが、大阪市消防局の 40% ジメチルアミンの鑑定結果では、引火点、燃焼点とも -10°C 以下で第一石油類に相当するが、20% 水溶液においても危険物第 4 類と解されたわけである。

ここで前記判定基準(4)にある危険物と非危険物の混合液で危険物濃度 60% 以上が第 4 類に該当するという基準に必ずしも一致しないことに気付かれたことと思う。

第 4 類危険物に該当するか否かの判定の基準は主として、可燃性液体であるかどうかということとその物の引火点である。

しかし、危険性はむしろその液体の性状 (水に対する溶解性、比重、沸点、爆発範囲、発火点、燃焼点) を総合的に判断すべきであることは、4 月号においても既に述べられたとおりで、水溶性物品は特にその必要性がある。

言いかえるならば危険物の濃度% のみで判定するのは適切でない。ただし、アルコール類については消防庁より、炭素数 5 以下の 1 価アルコールで、含有量が 60% 以上のものが、第 4 類のアルコール類として規制されると回答しており、前記(4)における判定基準は、アルコール類以外のものについては、一応の目安と考えて、総合的な危険性の鑑定結果で判定されるものと解釈していただきたい。

あらゆる消防設備・設計・施工

非常扉の自動開錠装置
防火扉・危険物貯蔵所等の自動閉鎖装置 } YMオートアンロック
泡・ガス・エアードーム消火装置

YM式オートアンロック西日本総括
齊田式救助袋 近畿地区
日本ドライケミカル(株)
ヤマト消火器(株)

代理店

株式会社

三和商会

TEL 06 (443) 2 4 5 6

最近の

運用基準

諸設備の設置・変更について (鳥根県)

〔照会〕 管下消防長から左記について照会があったので、貴庁のご見解をご教示願います。

記

給油取扱所の業務範囲 (昭和42年11月2日付自消丙予発第92号、都道府県消防主管部長あて消防庁予防課長通達) に示されている業務を行なうに必要な次にかかげる設備をおこなった場合

- (1) 消防法第11条の変更許可を要するか。
- (2) 消防法第16条の4による資料提出のみによって足りるか。

それぞれについてご教示ください。

給油取扱所の設備

- (ア) エアーコンプレッサー
- (イ) オイル採取機
- (ウ) タイヤ着脱用器具
- (エ) 清涼飲料水の自動販売機及び冷蔵庫
- (オ) バッテリー充電機

〔消防庁回答〕 (45.6.12)

いずれも消防法第16条の4に定める資料提出命令により実態を把握されたい。

ただし、これらの設備を設置するにあたり、施設の改造を伴う場合は、消防法第11条第1項に定める変更許可が必要となるので念のため申し添える。

コンテナによる危険物容器の貯蔵について (兵庫県)

〔照会〕 管下消防長から、危険物の容器入りのままでコンテナに収納して貯蔵し取り扱うことについて、左記のとおり照会がありましたので、ご教示を賜りますようお願いいたします。

記

第一石油類、第二石油類および第三石油類を収納した18リットルかんを5,000リットルから10,000リットル入りのコンテナに混積し、自動車に積載して緊結装置によって固定し運搬している事実を発見したが、

- 一、危険物を収納したコンテナを自動車に積載するまで

の間、屋外に放置されているが、この規制として
(一) 貯蔵所又は取扱所のいずれによって規制すべきか
(二) 貯蔵所に該当するものとすれば、危険物の品名等の関係から、屋内貯蔵所によって規制するほかないものと考えられるが、このような作業形態が普及することが予測され、また、その安全性を考慮し、屋外貯蔵所として特例を適用される考えはないか。

- 二、この場合、コンテナ本体を容器とみなしてよいか。

〔消防庁回答〕 (45.6.29)

一、(1)設問のコンテナを臨時的に屋外に置く場合は、消防法第10条第1項ただし書の規定による仮貯蔵又は仮取扱いの承認を受ければ足りるが、当該コンテナの置場が継続的に使われる場合は、貯蔵所として規制を受ける。

(2)設問のコンテナの置場を屋外貯蔵所として認めることはできない。

- 二、設問のコンテナを危険物の規制に関する政令第28条に規定する運搬容器とみなすことはできない。

危険物関係機器の不法表示 (消防庁承認等) について (秋田県)

〔照会〕 危険物を貯蔵又は取扱う機器等で、「国家消防庁承認」等の、あたかも消防庁がそれを認めたかのようなカタログ等 (別添) があり、市町村において混乱を生じておりますが、かかる機器等で消防庁が承認又はこれに類した指導をしている事実があるのか、並びに今後このような行政指導をおこなう予定があるのかご教示ください。

(別添)

所在地: 名古屋市中千種区今池町4丁目67番地

社名: 株式会社渋谷工業

製品名: 渋谷ミニローリー (指定数量未満の移動タンク車)

問題の表示事項: 「国家消防庁承認製品・消防予256号 昭和43年11月11日」

〔消防庁回答〕 (44.11.19)

設問の製品について、当庁が承認した事実はない。

また、今後とも設問の製品に限らず危険物規制に関連した製品について認可等の措置を行なう考えはない。

(追記)

最近、危険物規制に関連して各種新製品が市場に出ているが、これら製品にはあたかも消防庁が認可等をしたかのような誤解を生む不当な表示をしたものがみられるので、危険物規制の運用にあたっては、この点に十分留意の上、管下市町村を指導されたい。

給油取扱所内洗車用温水ボイラーと専用 地下タンク等を設けることについて (北海道)

〔照会〕

洗車業務については、昭和42年11月2日自消丙予発第92号給油取扱所の業務範囲等に関する運用通達により給油取扱所の付随的業務として認められ、また暖房用ボイラーについては、昭和37年4月6日自消丙予発第44号により建築物内に設けることは差し支えない旨その見解を示されているが、次のことについてご教示をお願いします。

記

- 暖房用ボイラーに準じ、洗車用温水ボイラーを設置してよいか。(ボイラーは、压力容器としての規制を受けるボイラーであるが消費量は指定数量未満である)
 - 上記のボイラー設置が認められる場合、ボイラー専用の地下タンク等を設けることはどうか。
(この場合、政令に定める地下タンク、又は屋内タンクの技術上の基準に従って設置するものとする)
 - 上記のタンク等の設置が認められる場合、そのタンクに収納する危険物の量は、建築物及び付随設備に貯蔵できる危険物の量と別に見て差し支えないか。
また、その場合地下タンクであっても指定数量未満とすべきか。(なお、同施設には、廃油タンクが埋設される)
- 別添図のとおり、防火壁に該当する壁にはめこうしの網入ガラスを使用することは差し支えないか。(別添図面略)

〔消防庁回答〕 (45.6.29)

- さしつかえない。
 - 地下タンクに限り、認めてさしつかえない。
なお、この場合、当該地下タンクの容量は10,000ℓ以下であること。
 - 前段、設問の趣旨が明らかでないが、上記(1)の地下タンクに収納される危険物の量は、当該給油取扱所において取り扱う危険物の取扱最大数量に含まれるものである。
後段、上記(1)により承知されたい。
- さしつかえない。

第3類危険物(金属ナトリウム)の消火 薬剤について (茨城県)

〔照会〕 このことについて、下記の点につき照会があったので御教示願います。

記

- 実験結果のナトレックスの消火器は、第3類危険物(金属ナトリウム)に適応するものと認めてよいか。
- 1が不適の場合は、ナトレックス(主剤は無水炭酸ナトリウム)消火薬剤のみ乾燥砂に受けるものとして認めて差し支えないか。

〔消防庁回答〕 (45.5.26)

- 設問の物品は、消防法第21条の2第2項に規定する技術上の規格に適合する消火器でないので、当該危険物に適応する消火設備として認めることはできない。
- 設問の消火薬剤は、第5種の消火設備のうち、乾燥砂と同等以上の消火性能を有するものと認められるので、危険物の規制に関する政令第23条の規定を適用し、乾燥砂に代わるものとしてさしつかえない。
なお、この場合、設問の消火薬剤の金属ナトリウムに対する能力単位は、当該消火薬剤30キログラムをもって1能力単位とする。

配管による灯油の供給施設に関する運用 基準の疑義について (秋田県)

〔照会〕

昭和44年11月26日付消防予第269号で示された「配管による灯油の供給施設に関する運用基準」について、管下消防長から照会がありましたので、下記について至急ご教示ください。

記

配管による灯油の供給施設に関する運用基準第1、I、1で規制される設置場所は、耐火構造の建築物に限られることとされているが、建築基準法第2条第9号の3ロの規定に定める簡易耐火建築物を設置場所として認めることの可否について。

〔消防庁回答〕 (45.5.14)

設問の設置場所については、当該運用基準第1、I、IIに定めるもののほか、壁、柱、床、はり、屋根及び階段を不燃材料で造った建築物に限り認めてさしつかえない。

主任者章をつけましょう

大阪市内では事業所の協力得、選任された主任者に、主任者章(バッジ)をつけることになっています。
未だの方は所轄消防署に申し出て交付を受け、全員つけましょう。

大阪市危険物品協会

引火点測定結果

これは、業界からの資料提出により、消防局で測定したものです。

この測定は、引火点のみで、資料の分析等は行っていませんから、提出資料と品名に相違があってもその責めは負いません。なお、他研究、試験機関での測定結果とも、条件その他の理由で多少相違するかもわかりません。

名	称	引火点(°C)	発火点(°C)	該当品名
E X700	(防水剤)	<-5	<-5	第1石油類
E X701	(防水剤)	11.0	20	第1石油類
E X731	-C (防水剤)	7.4	12	第1石油類
E X5115	(防水剤)	12.8	22	第1石油類
E X3000	-B (接着剤)	12.2	15	第1石油類
E X3000	-P ₂ (防水剤)	< 5	< 5	第1石油類
イハラクテン	(農業展着剤)	22.0	37	第2石油類
イハラアラナップ	(農業除草剤)	不燃性	不燃性	非危険物
イハラクミテン	(農業展着剤)	66.0	なし	非危険物
E V-827	(金属板表面の洗浄剤)	46.5	88	第2石油類
E V-828	(金属板表面の洗浄剤)	40.0	53	第2石油類
ウジメツ	(殺虫剤)	15.0	26	第1石油類
エスロン	(接着剤)	10.5	12	第1石油類
L-シンナー	(洗剤)	37.2	48	第2石油類
エースコート		74.8	85	第3石油類
NPボンド		< 5	< 5	第1石油類
NSパール		15.5	28	第1石油類
NSセメント		11.5	19	第1石油類
塩化ビニル接着剤		-9.5	-5	第1石油類
エートル油FA		213	225	動植物油類
L-TEX090		43.5	67	第2石油類
ADKS-1	(可塑剤)	175	なし	非危険物
オレイル #900		162	173	第3石油類
オフクレン		不燃性	不燃性	非危険物
カビトール111	(洗剤の原料)	100	105	第3石油類
カビトール222	(洗剤の原料)	130	134	第3石油類
グラビア印刷インキ		52.3	62	第2石油類
クロロアセタール		<13	<13	第1石油類
クボタビニルパイプ接着剤		<15	<15	第1石油類
クインパーテックス		不燃性	不燃性	非危険物
KTC		80.0	108	第3石油類
コノール20T		119	128	第3石油類
コンクリート混和剤		不燃性	不燃性	非危険物
米糖ダーク油		225	235	動植物油類
サビロンアルクェ		不燃性	不燃性	非危険物

名 称	引火点(°C)	燃焼点(°C)	該当品名
サンホークアルクァ	不燃性	不燃性	非危険物
ザンビア赤水性フレキシソインキ	不燃性	不燃性	非危険物
磁性塗料	7.4	10	第1石油類
ジルコメルト2号	8.8	14	アルコール類
信越ラテックス(接着剤)	5.0	なし	非危険物
J Cクリーナー	不燃性	不燃性	非危険物
シャープボンド(接着剤)	< 0	< 0	第1石油類
スーパーソルベント	136	140	第3石油類
RCスピンドル油	177	188	第3石油類
NKスピンドル油	161	174	第3石油類
スワゾール310	40.0	52	第2石油類
セメダインネオコンタクト	< 0	< 0	第1石油類
セメダインアスファルトセメント	32.0	45.0	第2石油類
セメダイン511A	4.6	5.0	第1石油類
ゼットクリーナー	41.2	48.0	第2石油類
セルループ220(潤滑油)	243	自然性なし	非危険物
切削油(ADKS-3)	198	226	動植物油類
切削油(ADKS-5)	170	158	動植物油類
切削油(ADKL-20)	180	209	動植物油類
切削油(ADKL-30)	118	217	動植物油類
切削油(ADKL-40)	176	218	動植物油類
切削油(ADKK-2)	132	289	第3石油類
切削油(ADKC-8)	195	244	第3石油類
切削油(ADKE-500)	不燃性	不燃性	非危険物
CELLMIC CAP			非危険物
積水化学エスダインNo.272	< -4	< -4	第1石油類
ソルボンS-80(洗剤の原料)	225	229	第3石油類
ソルポール2696(洗剤の原料)	102	150	第3石油類
ダイキнтаイル	10.2	14	第1石油類
ダイキнтаイルセメント	11.2	14	第1石油類
タイヨーテックスSS(防露断熱塗料)	< 5	< 5	第3石油類
タイコールK	161	173	(合成樹脂エナメル塗料) 第3石油類
タイコールT	164	172	第3石油類
タールピッチ	不燃性	不燃性	非危険物
丹頂ヘアトニック	27.7	33	非危険物 (アルコール含有量50.6%)
丹頂アフターシェイプローション	27.8	33	非危険物 (アルコール含有量51.2%)
丹頂ヘアドレッサー	26.8	30	非危険物 (アルコール含有量51.6%)
No.211脱脂剤A	55.5	92	第2石油類
タールS, T A L, E	74.5	179	第3石油類
90-タービン油	178	195	第3石油類
140-タービン油	190	204	第3石油類
180-タービン油	200	220	第3石油類
110# ダイナモ油	196	204	第3石油類
耐寒剤(ADKD-40)	172	184	動植物油類
耐寒剤(ADKP-200)	233	252	第3石油類

全国一斉に立入検査

輸送中の危険物運搬車両

消防庁では、最近危険物の輸送中の事故が多く発生している実情にかんがみ、危険物の運搬車両、移動タンク貯蔵所(タンクローリー)の立入検査を実施するよう都道府県を通じ各消防機関に通達した。

一方、警察庁でも、火薬類・高圧ガス・危険物・放射性物質等の危険物品車両の運行増加、それに伴う事故頻発にかんがみ適宜(大阪府では月に2回位)取締りを実施する。

取締り重点は、取締りにあたっては、とくに消防危険物の消防法による違反取締りについては、消防機関の協力を得て実施される。

- (1) 運搬上の保安基準違反
 - ① 火薬類運搬基準違反
 - ② 高圧ガス移動基準違反
 - ③ 消防危険物運搬基準違反
 - ④ 放射性物質運搬基準違反
- (2) 車両の安全運行についての違反
 - ① 運転車の義務違反
 - ② 雇用者等の義務違反
 - ③ 整備不良車両の運転禁止違反
 - ④ 積載方法違反・積載重量違反

大阪市の主任者研修 今秋に

大阪市消防局、大阪市危険物品協会共催による主任者研修会は、残り該当者約500名を対象に、9月又は10月頃実施の予定。

消防法一部改正

今般消防法の一部が次のとおり改正された。

第15条第2項を削る。

第41条第1項3号中「第15条第1項」を「第15条」に改める。

第44条第3号中「第15条第2項」を削る。

第45条中「第15条第1項」を「第15条」に改める。

この改正は、最近におけるフィルムのほとんどが酢酸セルローズを主体としたものであるので緩燃性であり、とくに常設の映画館等以外の公民館、集会場等で上映される例は皆無に近いものとなっているので、この届出を廃止したものである。これに伴い罰則関係も整理された。

大阪市住吉消防署・新庁舎落成

大阪市住吉消防署では旧庁舎の老朽化に伴い移転工事を進めていたが、このほど新庁舎が落成、8月12日落成式を挙行了。

新庁舎は、住吉区御崎町2丁目、鉄筋コンクリート造り3階建、建築面積358.62㎡、延面積971.77㎡、屋内貯蔵所、給油取扱所を設備し、ポンプ車1台、タンク車1台、救急車1台、赤バイ1台、ジープ1台、広報車1台を常備している。



ヤマト自動車用消火器

いかなる悪条件にもビクともしない生命力

《スピード》《確実》《安全》

3拍子そろった消火威力

ヤマト消火器株式会社

本社・工場 大阪市東成区深江中1の13